

綾瀬市保育士奨学金返済補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、奨学金を利用して保育士の資格を取得し、市内の保育施設に就職した者に対し、奨学金の返済に要した費用の一部を補助することについて、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和51年綾瀬町規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育施設 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園、法第34条の15第2項の規定による認可を受けた法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業のうち、綾瀬市内において法人又は個人が運営する施設をいう。
- (2) 常勤 次に掲げる要件の全てを満たしていることをいう。
 - ア 労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第5条第1項第1号の3の規定により明示された就業の場所が保育施設であり、かつ、従事すべき業務が保育（認定こども園にあつては、保育認定を受けた子どもの保育に限る。）であること。
 - イ 期間の定めのない労働契約を締結している者（1年以上の期間の労働契約を締結している者を含む。）であつて、保育施設において1日6時間以上かつ月20日以上（それと同等の勤務条件と市長が認める者を含む。）常態的に継続して勤務し、保育施設を適用事業所とする社会保険の被保険者であること。
- (3) 指定保育士養成施設 法第18条の6第1号に規定する指定保育士養成施設をいう。
- (4) 奨学金 保育士が指定保育士養成施設に就学時又は在学期間中の学費に充てることを主な目的として、保育士本人の名義で借り受けた資金のうち、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 別表に定めるもの

イ ア以外の奨学金で、無利子又は低廉な利率で貸し付けられており、アに準ずるものとして市長が認めたもの

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 奨学金を利用して保育士資格を取得した者であること。
- (2) 市内に存する保育施設を運営する事業者（それぞれの保育施設間で人事異動を行う等、相互に密接な関連を有する事業者は同一の事業者とみなす。以下同じ。）に常勤の保育士として、令和2年4月1日以降新たに採用された者であること。
- (3) 自ら奨学金を返済していること。
- (4) この要綱による補助金の交付を受けたことがないこと。ただし、前年度以前に交付決定を受けた者が、前年度と同じ事業者に引き続き雇用されている場合で、継続して当該年度分の申請を行う場合を除く。
- (5) 補助金の交付を受けようとする期間において、この要綱以外の法令等による奨学金を対象とした類似の補助を受けていないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、奨学金の返済費用のうち、当該年度中に補助対象者本人が返済した額とする。

(補助額の算出方法)

第5条 補助額は、前条の補助対象経費の2分の1に相当する額とする。ただし、1年度につき最大20万円、補助対象期間内で最大60万円を限度とする。

2 前項の規定により算出した補助額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助対象期間)

第6条 補助対象期間は、補助対象者が第3条各号に掲げる全ての要件に該当することとなった日の属する月から退職する日の属する月までとし、36月を上限とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、綾瀬市保育士奨学金返済補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、補助金の交付を受けようとする

年度の3月31日までに提出しなければならない。

- (1) 雇用証明書（第2号様式）
- (2) 保育士証の写し
- (3) 奨学金の貸与を受けていることを証明する書類
（決定の通知）

第8条 規則第7条の規定による通知は、綾瀬市保育士奨学金返済補助金（変更）交付決定通知書（第3号様式）によるものとする。

（変更事項の承認）

第9条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の申請に係る事項に変更が生じたときは、綾瀬市保育士奨学金補助金変更（中止）承認申請書（第4号様式）に、変更の内容に応じて市長が必要と認める書類を添えて速やかに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の提出があったときは、その内容を審査し、変更の可否を決定し、決定通知書により交付決定者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第10条 規則第8条第1項の市長の定める期日は、交付の決定があったことを知った日から起算して10日を経過した日とする。

（実績報告）

第11条 規則第12条第1項の規定による実績報告は、綾瀬市保育士奨学金返済補助金実績報告書（第5号様式）によるものとし、補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月30日までに提出しなければならない。

- (1) 雇用証明書（第2号様式）
- (2) 奨学金を返済したことを証明する書類
（決定の取消し）

第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月30日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和5年3月31日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

別表（第2条関係）

名称等
日本学生支援機構奨学金（第一種及び第二種）
交通遺児育英会奨学金
あしなが育英会奨学金
社会福祉協議会の生活福祉資金のうち教育支援資金（教育支援費及び就学支度費）
母子父子寡婦福祉資金貸付金

第1号様式（第7条関係）

綾瀬市保育士奨学金返済補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

申請者 住 所

氏 名

電話番号

綾瀬市保育士奨学金返済補助金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額 円

※返済金額の合計×1/2（1円未満切捨て）

2 返済計画

返済月	返済金額	返済月	返済金額
4月		10月	
5月		11月	
6月		12月	
7月		1月	
8月		2月	
9月		3月	
返済金額合計		円	

3 添付資料

(1) 雇用証明書（第2号様式）

(2) 保育士証の写し

(3) 奨学金の貸与を受けていることを証明する書類

第2号様式（第7条関係）

雇用証明書

年 月 日

事業者 所在地
名称
代表者氏名

次のとおり雇用していることを証明します。

氏 名	
住 所	
勤務先名	
勤務先所在地	
採用年月日	年 月 日～
職 種	保育士
就労形態	週 時間勤務（1日 時間・週 日） 月 日勤務

第3号様式（第8条関係）

綾瀬市保育士奨学金返済補助金（変更）交付決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長

印

年 月 日付けで申請がありました綾瀬市保育士奨学金返済補助金の交付については、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則第5条（第9条）の規定により、次のとおり決定しました。

- 1 補助金額 円
- 2 補助対象期間
年 月 日～ 年 月 日
- 3 補助条件

第4号様式（第9条関係）

綾瀬市保育士奨学金返済補助金変更（中止）承認申請書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

申請者 住 所

氏 名

電話番号

年 月 日付で交付決定を受けた綾瀬市保育士奨学金返済補助金について、次のとおり変更（中止）したいので、関係書類を添えて申請します。

1 変更の内容

	変更（中止）前	変更（中止）後
<input type="checkbox"/> 返済金額 ※別紙内訳を添付すること。		
<input type="checkbox"/> 氏名		
<input type="checkbox"/> 住所		
<input type="checkbox"/> その他 ()		

2 変更（中止）の理由

第5号様式（第12条関係）

綾瀬市保育士奨学金返済補助金実績報告書

年 月 日

（宛先）綾 瀬 市 長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付けで交付決定を受けた綾瀬市保育士奨学金返済補助金に係る奨学金の返済実績について次のとおり報告します。

1 返済実績

返済月	返済金額	返済月	返済金額
4月		10月	
5月		11月	
6月		12月	
7月		1月	
8月		2月	
9月		3月	
返済金額合計		円	

2 添付資料

- (1) 雇用証明書（第2号様式）
- (2) 奨学金を返済したことを証明する書類